

指定管理者の指定について

- 1 施設の名称 花園就業改善センター
- 2 指定管理者として指定するもの
 - (1) 所在地 深谷市永田1420番地
 - (2) 団体名 ふかや市商工会
 - (3) 代表者 会長 沼尻芳治
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 公募・非公募の区分（非公募の場合は、その理由）
 - (1) 区分 非公募
指定期間中、安定的に花園就業改善センターを管理する能力を有し、かつ、当該施設の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人とする。（条件一部抜粋）
- 5 指定管理者候補者の選定
 - (1) 選定の結果
令和4年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、募集要項の選定基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

申請者	点数／配点
ふかや市商工会	378／600
 - (2) 選定の理由
 - ア 運営方針が施設の設置目的等に合致しており、適正な管理運営が可能であると判断できる。
 - イ これまでの経験と実績により、安定した施設の管理運営が期待できる。
 - ウ 市内経済活性化のための雇用や物品調達、業務委託など地域貢献に配慮した取組の充実が期待できる。
 - エ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当であると判断できる。
- 6 参考条文
深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抄）

(公募)

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、公募しないことができる。

- (1) 次条の規定による申請がなかった場合
- (2) 第4条の規定による選定に係る審査の結果、当該公の施設に係る指定管理者の候補者として選定すべき法人等がなかった場合
- (3) 公の施設の適正な運営を確保するため、市長等が必要と認める場合

(候補者の選定の特例)

第5条 市長等は、第2条第2項の規定により公募しない場合は、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 略